

一般財団法人大分県建築住宅センター適合証明業務手数料表

別表1 (第2条第1項関係)

新築住宅

フラット35・財形住宅融資

検査申請種別	住宅の種別	検査申請戸数	手数料(円) 税込	
			(イ)単独申請	(ロ)併願申請(※1)
設計検査	一戸建て等	1戸	11,000	6,000
	マンション	50戸以下	53,000	30,000
		50戸超	110,000	60,000
中間現場検査	一戸建て等	1戸	19,000	11,000
竣工現場検査	一戸建て等	1戸	19,000	11,000
	マンション	一般	21,000+3,000×戸数	13,000+3,000×戸数
	登録マンション	一括	21,000+1,000×戸数	13,000+1,000×戸数

賃貸住宅

賃貸住宅融資

検査申請種別	集合住宅1棟あたりの手数料(円) 税込	
	(イ)単独申請	(ロ)併願申請(※1)
設計検査	63,000+8,000×戸数	42,000+8,000×戸数
竣工現場検査	21,000+3,000×戸数	13,000+3,000×戸数

注1 設計検査の申請戸数とは審査戸数を示し、竣工現場検査の申請戸数は検査戸数を示す。

注2 フラット35Sの適用を受ける場合には、別表5に定める金額を加算する。

注3 他社で設計検査を行い現場検査から申請される場合にあつては、設計検査手数料の1/2を加算する。

※1 併願申請とは下記の申請をいう。

設計検査	設計検査申請までに、センターに 確認申請 又は 設計住宅性能評価申請 を行っている申請。
中間現場検査	中間現場検査申請までに、センターに 建築基準法に基づく中間検査申請 又は 建設住宅性能評価申請 を行っている申請。
竣工現場検査	竣工現場検査申請までに、センターに 建築基準法に基づく完了検査申請 又は 建設住宅性能評価申請 を行っている申請。

別表2 (第2条第2項関係)

竣工済特例住宅

フラット35・財形住宅融資

検査種別	住宅の種別	検査申請戸数	手数料(円) 税込
竣工済特例住宅設計検査、竣工現場検査	一戸建て等	1戸	49,000

注1 フラット35Sの適用を受ける場合には、別表5に定める金額を加算する。(フラット35のみ)

別表3 (第2条第3項関係)

中古住宅

フラット35・財形住宅融資

(1) 一戸建て等の住宅

申請種別	手数料(円) 税込
証券化支援住宅	44,000
リ・ユース住宅(財形住宅)	34,000
リ・ユースプラス住宅(財形住宅)	44,000

(2) マンション(共同建ての住宅)

申請種別	手数料(円) 税込	
	マンション情報登録無	マンション情報登録有
証券化支援住宅	44,000	29,000
リ・ユースマンション(財形住宅)	29,000	12,000
リ・ユースプラスマンション(財形住宅)	66,000	39,000

(1)、(2)で耐震評価が必要な建築物(※)は、上記金額に1万円を加えた額とする。

※耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明な場合は、表示登記の日付(新築)が昭和58年3月31日以前)の建築物

※本基準は、あくまでも耐震性に重大な問題がないかを簡易に評価するための基準であり、本基準に適合していることをもって「建築基準法(新耐震レベル)」や「耐震改修促進法」に定める耐震性能を保証するものではありません。

注1 別表3(第2条第3項関係)にかかる再調査を必要とする場合は、上表受領済手数料額の40%の額とする。

注2 フラット35Sの適用を受ける場合には、別表5に定める金額を加算する。

注3 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく建設住宅性能評価書添付により、優良住宅取得支援制度の技術基準適合性が判定できる場合は、技術基準適合検査のための加算額は徴収しない。

別表4 (第2条第4項関係)

リフォーム

リフォーム融資

申請種別	検査申請戸数	手数料(円) 税込
住宅改良工事適合証明申請	1住戸	53,000

別表5 (第3条関係)

フラット35S 技術基準適用申請加算額

新築住宅

一戸建て等の住宅

省エネルギー性	耐震性		バリアフリー性	耐久性・可変性
	壁量計算	許容応力度計算等		
32,000	21000	32000	11000	

省エネルギー性	耐震性		バリアフリー性	耐久性・可変性
	壁量計算	許容応力度計算等		
11,000	6000			

マンション(共同建ての住宅)

延べ面積 (㎡)	耐震性		省エネルギー性／バリアフリー性／耐久性・可変性			
	設計検査	竣工検査	設計検査		竣工検査	
			基本料金	戸数割増料金	基本料金	戸数割増料金
～ 500	39,000	48,000	18,000	3,000×戸数	40,000	4,000×戸数
500超～ 1,000	52,000	56,000	22,000		47,000	
1,000超～ 2,000	76,000	66,000	32,000		54,000	
2,000超～ 3,000	100,000	77,000	42,000		62,000	
3,000超～ 5,000	149,000	93,000	61,000		72,000	
5,000超～ 7,000	197,000	109,000	81,000		81,000	
7,000超～10,000	246,000	125,000	100,000		91,000	
10,000超～	343,000	156,000	140,000		110,000	

注1 機構承認住宅(設計登録タイプ)によりフラット35S基準に適合することが判定できる設計検査申請については、上表の額は加算しない。

注2 複数の性能を選択する場合の加算額は、上表各々の性能の列の額を合計した額とする。

注3 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく建設性能評価書添付により、フラット35Sの技術基準適合性が判定できる場合は、技術基準適合検査のための加算額は徴収しない。

注4 フラット35Sを利用する場合で、以下の証明書等の添付により所定の基準が確認できるものは、設計検査申請について、上表の額は加算しない。(竣工検査申請については加算)
 ・設計住宅性能評価書
 ・BELS評価書

注5 フラット35Sを利用する場合で、以下の証明書等の添付により所定の基準が確認できるものは、設計検査申請及び竣工検査申請について、上表の額は加算しない。
 ・認定低炭素住宅等であることを証する書類
 ・性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)であることを証する書類
 ・住宅事業建築主基準に係る適合証
 ・長期優良住宅であることを証する書類
 ・基準適合住宅(建築物省エネ法)であることを証する書類
 ・次世代住宅ポイント対象住宅証明書

注6 マンションは、原則として1棟全戸数を申請する場合の料金とします。

中古住宅

検査種別	耐震性／耐久性・可変性／バリアフリー性／省エネルギー性
物件検査	11,000

適合証明F35リノベ業務手数料 別表

別表1 (第2条第1項第1号関係)

(1) フラット35リノベ

検査申請種別		手数料 (円) 税込
ア	事前確認(物件売買時)に関する申請	42,000
イ	中古住宅適合証明申請	21,000
ウ	中古住宅適合証明申請 (買取再販タイプ)	42,000

注1 申請建築物の耐震評価が必要な建築物(※)は、上記アの金額に1万円を加えた額とする。

※耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明な場合は、表示登記の日付(新築)が昭和58年3月30日以前)の建築物

※本基準は、あくまでも耐震性に重大な問題がないかを簡易に評価するための基準であり、本基準に適合していることをもって「建築基準法(新耐震レベル)」や「耐震改修促進法」に定める耐震性能を保証するものではありません。

注2 再調査を必要とする場合は、上表受領済手数料額の40%の額とする。

別表2 (第2条第1項第2号関係)

(1) フラット35リノベ(特に優良な住宅基準)

① 事前確認(物件売買時)に関する申請時加算 手数料 (円) 税込

省エネルギー性	耐震性	バリアフリー	耐久性・可変性
32,000	32,000		11,000

② 中古住宅適合証明申請加算額 手数料 (円) 税込

中古住宅適合証明申請 (買取再販タイプ) 加算額

省エネルギー性	耐震性	バリアフリー	耐久性・可変性
11,000		6,000	

別表3 (第2条第1項第3号関係)

(1) フラット35リノベ(優良な住宅基準)

① 事前確認(物件売買時)に関する申請加算額 手数料 (円) 税込

省エネルギー性	耐震性	バリアフリー	耐久性・可変性
27,000	32,000		11,000

② 中古住宅適合証明申請加算額 手数料 (円) 税込

中古住宅適合証明申請 (買取再販タイプ) 加算額

省エネルギー性	耐震性	バリアフリー	耐久性・可変性
11,000		6,000	

別表4 指定銀行口座(第4条関係)

指定銀行	株式会社大分銀行 西支店
口座番号	普通預金 第5063920号
口座名	一般財団法人 大分県建築住宅センター